



様式第3号 (第3条関係)

山元町許可第126号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 岩沼市小川字上河原37番

氏 名 有限会社 アースクリーン・ネットワーク

平成24年6月8日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成24年6月19日

山元町長 齋藤俊夫



営業所の所在地及び名称	岩沼市小川字上河原37 有限会社 アースクリーン・ネットワーク	
事業の範囲	収集・運搬の別	運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	岩沼市許可による一般廃棄物 亘理町許可による一般廃棄物
許可期間	平成24年6月20日から 平成26年6月19日まで	
廃棄物収集を行うことができる区域		
廃棄物の搬入先又は処分先	亘理名取共立衛生処理組合 「亘理清掃センター」	
指示事項	<ol style="list-style-type: none">業務にあたっては、山元町一般廃棄物処理計画の方針に従い、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び山元町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。前1号の条件に違反した場合は、許可を取り消すことがある。業務を受託した場合、一般廃棄物収集運搬業実績報告書を月毎に提出すること。	